(その1)





 令和
 6
 年分

 (令和
 年月
 日開催分)

(ふりがな)	つるおかさいこうをともにじつげんするしみんのかい						政 治	団体	の区	3 分				
1 政治団体の名称 —	鶴岡再興をともに実現する市民の会		政 政	党	Ø	支	党 部		1 1	項 の 🤅	規定	による		団体
	山形県鶴岡市友江字川向43番 地9号		政	治 ———	資 ———	金 団 	体 ———		•		他の政	D 政 治 団	治 団体のう	
3 代表者の氏名	高田 正幸		2以	上の者	邓道府 県	の区域等	活 動_	区域			道府県(の区域内	3	
ー 4 会 計 責 任 者 の 氏 名 _	佐藤 和人		有無		体の指	定の有無	Ħ		〕政治 1号	資金: 号に係	規正法 る国会	第19条6	の区分 の7第1 関係政治 の7第1	団体
事務担当者の氏名		区資金	企 管理	種 類 分 型団体	□現職	战 口候補	 者等	公 ()	2 号 歌のf	号に係 候補者	る国会 f		月係政治	
<u>佐藤 和</u> (電話) <u>0235-76-1</u>				Eした 氏 名				公)種 類		現職 []候補者	等
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			資金	管理団]体の指	定の期間	1		国			(治団体 適用期間	に関する 引	
(電話)	·		·和 ·和	年年	月 月		から まで		令和 令和		年 年	月 月	日から 日まて	

収支の状況

1 収支の総括表

収	入 総 額	0
	(前年からの繰越額)	0
	(本年の収入額)	0
支	出総額	0
翌夕	丰への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人(の負担する党費又は会費	
金	額	0
員	数	0

(2)寄附					
ア 寄附(イを除く。)の区分		 金	額		備考
(ア)個人からの寄附				0	
(うち特定寄附)	(0)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附			-	0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(0)	
イ 政党匿名寄附				0	
合計(ア+イ)				0	E.

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資	産	等	の	有	無															
					資	等	ග I	頁 目	別	区	分	_						有	無	備考
ア	土																地			·
1	建					·										_	物			
ゥ	建	物の	所	有を	目由	り と	す	る地	上	権	又(ま 土	地	の	賃	借	権			
エ	取	得	ာ	価 格	i が	1	0	0	万	円	を	超	え	Ž	5	動	産			
才	預:	金(普	通預	金 及 で	が当座	預 金	を除	〈 。	又 (には見	宁金	(普通	i貯	金を	除	〈 。)			
カ	金				釒	戋					信						託			
+	有				ſī	6					証						券			
ク	出		資			-		よ			る		ħ	— を			利			
ケ	貸	付 先	ڗٛ	ک o	残	高か	1	0	0	万	円を	超	え	る	貸	付	金			
П	支	払れ	っれ	た	金客	頁 が	1	0	0	万	円	を起	3 7	え	る	敷	金			
サ	取	得の(西 格	が 1	0 0	万円	トを	超え	る	施言	え の	利用	1=	関	する	· 権	利			
- シ	借	入先	ĵ	<i>و</i> ع	· 残	高か	- - 1	θ-	θ	万	円を	超	え	る	借	入	金	Ξ-		

宣誓書

- 添付書類(別添のとおり)
- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3月 26 日

政治団体の名称

鶴岡再興をともに実現する市民の会

会計責任者の氏名

佐藤 和人



※代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理 人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場 合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を